○国土交通省告示第三百九十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからホまで及び第二十三条の六第五項第一号イからヘまでの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十四号の全部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからホまで及び第二十三条の六第五項第一号イからヘまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからヘまで又は第二十三条の六第五項第一号イからヘまでに掲げる工事　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法同条第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第三項第一号から第四号まで又は第四十条の五第三項第一号から第四号までに規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

二　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号ホに掲げる工事　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人から当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第三項第五号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

別表

増改築等工事証明書
（住宅取得等資金の贈与の特例用）

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
木造又は非木造の別		
第1号工事	1　増築　2　改築　3　大規模の修繕　4　大規模の模様替	
第2号工事（第1号工事以外）	1　床の過半の修繕又は模様替　2　階段の過半の修繕又は模様替　3　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　4　壁の過半の修繕又は模様替	

第3号工事（第1・2号工事以外）	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1　居室　2　調理室　3　浴室　4　便所　5　洗面所　6　納戸　7　玄関　8　廊下
第4号工事（第1～3号工事以外）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1　建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定　2　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
第5号工事（第1～4号工事以外）	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 1　評価方法基準第5の5の5－1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること 2　評価方法基準第5の1の1－1(4)の等級2又は等級3の基準に適合していること 3　評価方法基準第5の1の1－3(4)の免震建築物の基準に適合していること

工事の種別及び内容	工事の種別	
	工事の内容	

（注）第5号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令

(イ)　第40条の4の2第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第5号に規定する修繕若しくは模様替

(ロ)　第40条の5第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

平成　年　月　日

氏名又は名称		印
住所		
一級建築士又は二級建築士の別	登録番号	
	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	指定・登録年月日	
指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）	
	指定をした者（指定確認検査機関の場合）	

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人